

島根県報

令和3年5月28日（金）

第 212 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	2
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（審 査 指 導 課）	5

【告 示】

公印の印影等	（総 務 課）	6
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	7
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	8
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	8
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	8
保安林の指定	（ ” ）	9
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ ” ）	9
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	18

【公 告】

島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	19
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催の変更	（農 林 水 産 総 務 課）	23

【特定調達公告】

島根県立中央病院における診療材料の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	23
島根県立中央病院におけるオプジーボ点滴静注240ミリグラム外12品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（ ” ）	24

【公安規則】

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	25
---	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

公営住宅法施行令の改正等に伴う様式の整備（様式第1号・様式第7号・様式第9号・様式第11号関係）

2 施行期日

令和3年6月1日から施行することとした。

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1 規則の概要

(1) 島根県魚介類行商条例を廃止する条例及び食品衛生法施行条例の施行に伴う証紙による収入の方法により徴収する使用料等に係る規定の整備（別表第1関係）

(2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号—様式第4号・様式第7号—様式第8号の2・様式第10号・様式第12号—様式第15号関係）

2 施行期日

令和3年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第71号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中

「
 60歳以上（又は昭和31年4月1日以前生）・ 身体障害者・ 精神障害者・ 知的障害者・
 戦傷病者・ その他（ ）
」を

「
 60歳以上・ 身体障害者・ 精神障害者・ 知的障害者・
 戦傷病者・ その他（ ）
」に、

所得年額 (円)	控除額 (万円)						寡夫 寡婦
	同居	別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障害		
					特別	普通	

を

--	--	--	--	--	--	--	--

」

「

所得年額 (円)	控除額 (万円)							
	同居	別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障害		寡婦	ひとり親
					特別	普通		
	/							

に改める。

」

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第7条関係)

収入申告書

作成年月日 年 月 日

完備
不備

島根県知事 様

島根県営住宅条例第13条第1項 (第46条において準用する同条例第13条第1項) の規定により、収入を申告します。

年	月	日
県営	団地	号棟
入室	号室	
入居者氏名	㊟	
自宅電話番号 () () -	-	
携帯電話番号 () () -	-	

0:裁量なし
1:高齢者
2:障害者
3:中学生以下
4:その他

(入居者番号)	団地	号棟	号室
---------	----	----	----

区分	氏名(フリガナ)	続柄	同居別居	生年月日	所得額			各種	除	扶養	勤務先又は学校名
					給与	年金	他				
	氏名(漢字)	性別	年齢								
										勤務先電話番号 () () -	
										備考	

区分	氏名(フリガナ)	続柄	同居別居	生年月日	所得額			各種	除	扶養	勤務先又は学校名
					給与	年金	他				
	氏名(漢字)	性別	年齢								
										勤務先電話番号 () () -	
										備考	

区分	氏名(フリガナ)	続柄	同居別居	生年月日	所得額			各種	除	扶養	勤務先又は学校名
					給与	年金	他				
	氏名(漢字)	性別	年齢								
										勤務先電話番号 () () -	
										備考	

区分	氏名(フリガナ)	続柄	同居別居	生年月日	所得額			各種	除	扶養	勤務先又は学校名
					給与	年金	他				
	氏名(漢字)	性別	年齢								
										勤務先電話番号 () () -	
										備考	

区分	氏名(フリガナ)	続柄	同居別居	生年月日	所得額			各種	除	扶養	勤務先又は学校名
					給与	年金	他				
	氏名(漢字)	性別	年齢								
										勤務先電話番号 () () -	
										備考	

様式第9号及び様式第11号中

控除対象 配偶者	扶 養 親 族	特 別 障 害 者	そ の 他 障 害 者	寡 婦 寡 夫

を

控除対象 配偶者	扶 養 親 族	特 別 障 害 者	そ の 他 障 害 者	寡 婦	ひ と り 親

に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第72号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第14号中「平成11年島根県条例第51号」を「令和3年島根県条例第14号」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第2号中「」を削る。

様式第3号中「」を削る。

様式第4号中「」を削る。

様式第7号から様式第8号の2まで及び様式第10号中「」を削る。

様式第12号中「」を削る。

様式第13号から様式第15号までの様式中「」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県収入証紙条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。





告 示



島根県告示第372号

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

種類	印 影	公印管守者	用 途	新調、改刻又は廃止年月日
知事印		東部農林水産振興 センター所長		令和3年4月1日新調
知事印		西部農林水産振興 センター所長		令和3年4月1日新調
知事印		東部農林振興セン ター長		令和3年3月31日廃止
知事印		西部農林振興セン ター長		令和3年3月31日廃止

知事印		松江水産事務所長	令和3年3月31日廃止
知事印		浜田水産事務所長	令和3年3月31日廃止

島根県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市伊野土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

池尻 哲男 出雲市美野町490-1

手島 和文 出雲市美野町620

2 就任年月日

令和3年3月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

岩成 豊 出雲市美野町1044

島根県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 篤雄 益田市久城町693番地3

中嶋 孫市 益田市大草町920番地1

2 就任年月日

令和3年5月13日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 重雄 益田市久城町599番地

渡邊 哲朗 益田市赤雁町口545番地

島根県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市伊野土地改良区の定款変更を令和3年5月20日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第376号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町下久野996-19、997-13、大東町西阿用1438-2（次の図に示す部分に限る。）、2063-96

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第377号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町蔵木字天導1174-1、字天道1174-2、字天導口1175-続1、字天道1514-2・字竹山1534（以上2筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字奥ノ谷頭1767-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第379号

令和3年島根県告示第254号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 確 である通知の相手方
鹿足郡吉賀町蔵木丸岩1381、茶屋木山1786	新藤 武久
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷掛橋1385-6、カラ谷両平1395-4、牛引尻1403-3、牛引1409-1から1409-3まで、金山平1421-8、1421-9	新藤 昭子
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷掛橋1385-7、滑谷1386-3、貞平作1402	金水 理喜右衛門

－2から1402－4まで、貞作平1402－5から1402－8まで、金山平1422－2、段原1423－4、大足谷1425－2、1425－3、下モ杉尾1670－3から1670－5まで、雲ラ付1752－1、1752－2、本溢1753－3、杉ヶ谷1767－3、熊事1770	
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1393、1401、牛引1410、金山平1422－2、大足谷1425－4、下モ杉尾1670－2、雲ラ付1752－1、杉ヶ谷1767－2、1768、熊事1770、猿谷1790、上領溢1895、平畑ケ1898、1898－1、1898－2、重則畑1899	石村 義靚
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、大足谷1425－4、杉ヶ谷1767－2、1768	田中 勉
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、1386－3、カラ谷1401、貞平作1402－2から1402－4まで、貞作平1402－5から1402－8まで、牛引1410、大足谷1425－2から1425－4まで、下モ杉尾1670－2から1670－5まで、雲ラ付1752－2、本溢1753－3、杉ヶ谷1767－2、1767－3、1768	永見 五右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、貞平作1402－1、牛引1407、1410、大足谷1425－4、下モ杉尾1670－2、本溢1753－2、杉ヶ谷1767－2、1768	村田 克美
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、牛引1410、金山平1422－2、大足谷1425－4、早サデ1429－3、下モ杉尾1670－2、雲ラ付1752－1、杉ヶ谷1767－2、1768、熊事1770	藤本 重行
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、牛引1410、大足谷1425－4、杉ヶ谷1767－2、1768	三家本 長藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、牛引1410、大足谷1425－4、下モ杉尾1670－2、杉ヶ谷1767－2、1768	新藤 ハナ
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、牛引1410、大足谷1425－4、下モ杉尾1670－2、杉ヶ谷1767－2、1768	正中 常三郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－2、カラ谷1401、牛引1410、大足谷1425－4、下モ杉尾1670－2、杉ヶ谷1767－2、1768	藤本 房太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	大谷 勘松
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	大庭 マン
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	中村 春尾
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	永見 兵治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	二宮 滝平
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3	山辺 理喜太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3、貞平作1402－2から1402－4まで、貞作平1402－5から1402－8まで、金山平1422－2、大足谷1425－2、1425－3、下モ杉尾1670－3から1670－5まで、雲ラ付1752－1、1752－2、本溢1753－3、杉ヶ谷1767－3、熊事1770	桑原 秋太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386－3、貞平作1402－2から1402－4まで、貞作平1402－5から1402－8まで、金山平1422－2、大足谷	新藤 六右衛門

1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-1、1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3、熊事1770	
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、金山平1422-2、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-1、1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3、熊事1770	末広 吉藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、与茂次郎1441-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3、敷戸1871	澄川 幸助
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、西平ヲ1751-1、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	石村 常助
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、西平ヲ1751-1、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	末広 三右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	石村 繁太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	石村 虎五郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	石村 兵左衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	石村 弥平治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	岩本 梅治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-	大谷 勘右エ門

3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	大谷 勘松
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	大庭 浅治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	大庭 平右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	貴船 宏隆
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	桑原 友市
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	桑原 富士太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藏本 亀治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藏本 兼太郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藏本 繁治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藏本 善助

鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	小山 関右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	小山 繁八
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	斉藤 啓次郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	斉藤 通亮
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	櫻下 秋治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	定金 梅七
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	定金 久藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	重森 太十
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	重森 和佐藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	末広 盛太郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-	澄川 信太

3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	高橋 鹿藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	田中 清市
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	利光 兼治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	利光 元治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	利光 庄五郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	長藤 辰治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	長藤 幸右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	永見 兵治
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	林 佐五郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	広田 長松

鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藤野 実言
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藤本 梅藏
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藤本 千代吉
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藤本 長四郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	藤本 房太
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	前原 銀右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	前原 善右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	三家本 喜三右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	三家本 善六
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	右田 シン
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-	宮本 亀太郎

3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	村上 米十郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	村田 正次郎
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	村田 虎市
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ラ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	山根 ヨシ
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-4、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3、1670-4、雲ラ付1752-2、杉ヶ谷1767-3	山本 筆市
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1386-3、貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-6から1402-8まで、下モ杉尾1670-3、雲ラ付1752-2、杉ヶ谷1767-3	右田 善右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木滑谷1387、古畑1413-2、早サデ1429-10、小足谷1435-16、大足谷段原1424	金水 理喜右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木カラ谷両平1395-3、牛引尻1403-4、牛引1405、1408-2、金山平1418、1418続1、1422-2、早サデ1429-8、小足谷1435-5、1435-8、1435-9、1435-12、1435-14、雲ラ付1752-1、熊事1770	藤本 正夫
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1	岡崎 勝太郎
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1	新藤 文市
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407	末廣 勝右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2	石村 悦子
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2	岡村 捷治
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2	蔵本 幸春
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2	重森 平吉
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2	藤本 長四郎
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-1、牛引1407、本溢1753-2、横畑1890	三家本 彌太郎
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾	山辺 利喜太

1670-3から1670-5まで、西平ヲ1751-1、雲ヲ付1752-2、本溢1753-3、杉ヶ谷1767-3	
鹿足郡吉賀町蔵木貞平作1402-2から1402-4まで、貞作平1402-5から1402-8まで、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、雲ヲ付1752-2、杉ヶ谷1767-3	蔵本 愛五郎
鹿足郡吉賀町蔵木貞作平1402-5	田中 清市
鹿足郡吉賀町蔵木貞作平1402-5、大足谷1425-2、1425-3、下モ杉尾1670-4、1670-5、本溢1753-3	右田 善右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木牛引1406-2	石村 秀夫
鹿足郡吉賀町蔵木牛引1406-2	藤本 久一
鹿足郡吉賀町蔵木牛引1406-2	藤本 正夫
鹿足郡吉賀町蔵木牛引1407、本溢1753-2	新藤 文市
鹿足郡吉賀町蔵木牛引1410、下モ杉尾1670-2	田中 勉
鹿足郡吉賀町蔵木古畑1413-2、小足谷1435-16	新藤 滝藏
鹿足郡吉賀町蔵木古畑1413-5	村田 安子
鹿足郡吉賀町蔵木堂正十屋1416	斉藤 清
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	石村 清太郎
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	蔵本 浅松
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	清水 フミエ
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	末広 硬
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	三家本 源一
鹿足郡吉賀町蔵木金山平1422-2、雲ヲ付1752-1、熊事1770	村田 勇
鹿足郡吉賀町蔵木大足谷段原1424	新藤 滝藏
鹿足郡吉賀町蔵木大足谷1426、1427-12	蔵本 勇男
鹿足郡吉賀町蔵木大足谷1426、1427-12	蔵本 友雄
鹿足郡吉賀町蔵木大足谷1426、1427-12	蔵本 美根雄
鹿足郡吉賀町蔵木大足谷1426、1427-12	中田 ヒサ子
鹿足郡吉賀町蔵木小足谷尻1434	斉藤 清
鹿足郡吉賀町蔵木浅尻1665	石井 秀知
鹿足郡吉賀町蔵木下モ杉尾1670-5	山本 筆助
鹿足郡吉賀町蔵木杉ノ尾舟溢1673-6、1673-7	中丸 敬三
鹿足郡吉賀町蔵木杉ノ尾舟溢1673-8	松岡 はるゑ
鹿足郡吉賀町蔵木杉ノ尾舟溢1673-8	末広 秀
鹿足郡吉賀町蔵木杉ノ尾舟溢1673-17	利光 チカ
鹿足郡吉賀町蔵木西平ヲ1751-1	大庭 吉六
鹿足郡吉賀町蔵木西平ヲ1751-1	桑原 友一
鹿足郡吉賀町蔵木西平ヲ1751-1	桑原 安太
鹿足郡吉賀町蔵木西平ヲ1751-1	末広 宇吉
鹿足郡吉賀町蔵木本溢1753続1	大庭 源吉
鹿足郡吉賀町蔵木本溢1753-2	岡崎 勝太郎
鹿足郡吉賀町蔵木本溢1753-2	末広 勝右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木榎木1761-1	栗原 浅五郎

鹿足郡吉賀町蔵木梅木1761-1	三家本 徳三郎
鹿足郡吉賀町蔵木黒瀧1776	新藤 睦子
鹿足郡吉賀町蔵木寺刈場1779、寺刈場下1780、ジャラマ1781	末廣 勝己
鹿足郡吉賀町蔵木東平ラ1789	山辺 マサコ
鹿足郡吉賀町蔵木中尾1795	石黒 一男
鹿足郡吉賀町蔵木魚切り1797-1	長嶺 定
鹿足郡吉賀町蔵木太平ラ1806-2	末廣 吉藏
鹿足郡吉賀町蔵木大平ラ1806-3、上領溢1893、重則畑1901	末広 春夫
鹿足郡吉賀町蔵木亦四郎場1810	三河 眞之輔
鹿足郡吉賀町蔵木茶屋木畑1831、1832	齋藤 良子
鹿足郡吉賀町蔵木横畑ケ1876、藤木畑1881	桑原 麗子
鹿足郡吉賀町蔵木横畑ケ1876、藤木畑1881	福永 世里子
鹿足郡吉賀町蔵木藤木畑1880	三家本 純子
鹿足郡吉賀町蔵木藤木畑1882	澄川 弥市
鹿足郡吉賀町蔵木藤木畑1885、上領溢1896	末廣 春夫
鹿足郡吉賀町蔵木平畑ケ1898、1898-1、1898-2	石村 周亮
鹿足郡吉賀町蔵木重則畑1902	三宮神社
鹿足郡吉賀町蔵木重則畑1903	三家本 キクノ

島根県告示第380号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

100.5トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	26.3トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	70.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

31.2トン

2 知事管理漁獲可能量

島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、30.2トンとする。

公 告

島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託

(2) 仕様

島根県ネットワーク基盤関連支援業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

189,002,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和3年5月28日（金）から同年6月7日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 9部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、令和3年6月18日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、令和3年7月7日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ

電話 0852-22-5701 F A X 0852-22-5969

電子メール network-kanri@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年6月7日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年6月14日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年6月24日（木）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 島根県ネットワーク基盤関連支援業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (4) 審査は次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
 - イ 仕様書に記載してある【要必須】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Operation and Management support for network

infrastructure of Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. July 7, 2021

(3) For further details contact : Information Policy Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5701

令和3年4月6日付け島根県報第197号で公告した狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催を次のとおり変更するので、公告する。

令和3年5月28日

島根県知事 丸山達也

1 変更事項

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催場所

2 変更内容

ページ	行	変更前	変更後
10	下から12	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市仁摩町仁万562-3 仁万まちづくりセンター

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年5月28日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 診療材料名及び予定数量

- (1) B e e A T (6 F r ・ 20極) 169本
- (2) T H E R M O C O O L S M A R T T O U C H S Fカテーテル 191本
- (3) A z u r e X T D R M R I 55個

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和3年3月29日

4 落札者の氏名、住所及び落札金額

- (1) 1(1)の診療材料
小西医療器(株)出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町5-59 188,000円/本
- (2) 1(2)の診療材料
小西医療器(株)出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町5-59 345,900円/本
- (3) 1(3)の診療材料
小西医療器(株)出雲営業所 所長 佐藤 晋一 島根県出雲市塩冶有原町5-59 669,200円/個

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 特例公告を行った日

令和3年2月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年5月28日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) オブジーボ点滴静注240mg、240mg24ml 1 瓶、282瓶
- (2) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4 ml 1 瓶、278瓶
- (3) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1 瓶、240瓶
- (4) パージェタ点滴静注420mg/14ml、420mg14ml 1 瓶、310瓶
- (5) テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml 1 瓶、92瓶
- (6) ユルトミリス点滴静注300mg、300mg30ml 1 瓶、74瓶
- (7) マヴィレット配合錠、P T P 42錠、62箱
- (8) ジーラスタ皮下注3.6mg、3.6mg0.36ml 1 筒、410筒
- (9) ジェノトロピンゴークイック注用12mg、1 キット、519キット
- (10) レブラミドカプセル5 mg、P T P 40カプセル、114箱
- (11) ザイティガ錠250mg、P T P 56錠、162箱
- (12) オンパットロ点滴静注 2 mg/ml、5 ml 1 瓶、32瓶
- (13) レミケード点滴静注用100、100mg 1 瓶、442瓶

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和3年3月29日

4 落札者の氏名、住所及び落札金額

- (1) 1(1)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 365,900円/瓶
- (2) 1(2)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 215,145円/瓶
- (3) 1(3)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 109,135円/瓶
- (4) 1(4)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 178,800円/瓶
- (5) 1(5)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 567,640円/瓶
- (6) 1(6)の医薬品

(株)セイエル出雲営業所 所長 高見 修 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 657,206円/瓶

(7) 1(7)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 663,550円/箱

(8) 1(8)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 94,605円/筒

(9) 1(9)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 59,450円/キット

(10) 1(10)の医薬品

(株)サンキ出雲支店 支店長 西林 明芳 島根県出雲市浜町96番1 287,027円/箱

(11) 1(11)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番1 184,000円/箱

(12) 1(12)の医薬品

(株)サンキ出雲支店 支店長 西林 明芳 島根県出雲市浜町96番1 899,347円/瓶

(13) 1(13)の医薬品

(株)サンキ出雲支店 支店長 西林 明芳 島根県出雲市浜町96番1 60,102円/瓶

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 特例公告を行った日

令和3年2月16日

公 安 委 員 会 規 則

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第5号

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「第21条第2項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。